令和６年

第１回区議会定例会提出案件概要

（条例関係）

議案番号	件　　名	概　　要
第34号議案	新宿区介護保険条例の一部を改正する条例	１　第１号被保険者の令和６年度から令和８年度までの保険料率に関し、次のとおり定める。 ⑴　保険料率の基準額（月額） 6,400円 ⇒ 6,600円 ⑵　保険料率の所得段階設定 16段階 ⇒ 18段階 ⑶　最高位の所得段階の所得金額 3,500万円以上 ⇒ 5,500万円以上 ２　合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合における介護保険料の段階の判定について、当該合計所得金額から10万円を控除する特例措置を廃止する。 ［施行日］ 令和６年４月１日 ［経過措置］ 改正後の条例の保険料率に係る規定は、令和６年度分の保険料率から適用し、令和５年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。
第35号議案	新宿区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めている厚生労働省令の改正に伴い、新宿区における当該基準について、所要の改正を行う。 ［主な改正内容］ ⑴　生産性向上に先進的に取り組む指定地域密着型特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の員数に関する基準を緩和する。 利用者の数が３又はその端数を増すごとに<u>１人</u> ⇒ 利用者の数が３又はその端数を増すごとに<u>0.9人</u> ⑵　管理者が兼務できる他の事業所の範囲について、同一敷地内にある旨の要件を廃止する。 ⑶　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。 ⑷　利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととする。 ⑸　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置を義務付ける。 ［施行日］ 令和６年４月１日。ただし、上記⑶については、令和７年４月１日

（条例関係）

議案番号	件　　名	概　　要
第36号議案	新宿区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めている厚生労働省令の改正に伴い、新宿区における当該基準について、所要の改正を行う。 ［主な改正内容］ ⑴　管理者が兼務できる他の事業所の範囲について、同一敷地内にある旨の要件を廃止する。 ⑵　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。 ⑶　利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととする。 ⑷　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置を義務付ける。 ［施行日］ 令和６年４月１日。ただし、上記⑵については、令和７年４月１日
第37号議案	新宿区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めている厚生労働省令の改正に伴い、新宿区における当該基準について、所要の改正を行う。 ［主な改正内容］ ⑴　要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所が行う場合の人員に関する基準を定める。 ア　１人以上の介護支援専門員を置かなければならない。 イ　常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならない。 ⑵　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。 ⑶　利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととする。 ⑷　利用者との面接は、その居宅を訪問することによって行うこととされているが、利用者の同意を得ている場合等においては、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。 ［施行日］ 令和６年４月１日。ただし、上記⑵については、令和７年４月１日

（条例関係）

議案番号	件　　名	概　　要
第38号議案	新宿区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めている厚生労働省令の改正に伴い、新宿区における当該基準について、所要の改正を行う。 ［主な改正内容］ ⑴　指定居宅介護支援事業所ごとに置かなければならない常勤の介護支援専門員の員数に関する基準を緩和する。 利用者の数が35又はその端数を増すごとに１人 ⇒ 利用者の数が44又はその端数を増すごとに１人 ⑵　管理者が兼務できる他の事業所の範囲について、同一敷地内にある旨の要件を廃止する。 ⑶　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。 ⑷　利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととする。 ⑸　利用者との面接は、その居宅を訪問することによって行うこととされているが、利用者の同意を得ている場合等においては、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。 ［施行日］ 令和６年４月１日。ただし、上記⑶については、令和７年４月１日